



議案第六十号

三朝町災害申慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町災害申慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改
正することについて、地方自治法（昭和二十五年法律第六十七号）第九十六条第一項の規
定により、本議会の議決を要する。

昭和五十年七月三日

三朝町長 松村 晴 成

昭和五拾年七月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町災害弔慰金の支給及び災害復旧資金の貸付けに関する条例
の一部を改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給及び災害復旧資金の貸付けに関する条例（昭和四十九年三朝町条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第三条第二項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

一 死亡者の死亡当時における、死亡者のより生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

二 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

二 孫

ホ 祖 父 母

第四條第三項中「父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし」を削る。

第五條を次のように改める。

(災害弔慰金の額)

第五條 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡当時においてその死亡に關し災害弔慰金を受けることのできることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては百万円とし、その他の場合にあつては五十万円とする。

第十條第一項を次のように改める。

災害救済資金の一災害にかける一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 被害に要する期間が六ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」といふ。）があり、かつ、次号のいずれかに該当する場合

イ 家財に ついての被害金額がその家財の価額の五分の三以上で

ある損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合

三十万円

ロ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合

六十万円

ハ 住居が半壊した場合

七十万円

ニ 住居が全壊した場合

百万円

二 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

三十万円

ロ 住居が半壊した場合

四十万円

ハ 住居が全壊した場合（二の場合を除く）

七十万円

ニ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる

特別の事情があつた場合

百万円

第十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。